

# 令和4年度 福岡市こども・子育て審議会

## 会 議 録

日 時 令和4年11月25日(金) 13時30分

場 所 TKPガーデンシティPREMIUM

天神スカイホール(メインホールA)

# 令和4年度第1回福岡市こども・子育て審議会

〔令和4年11月25日（金）〕

開 会

## 開会

○事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様、本日は大変お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

ただいまから、令和4年度福岡市こども・子育て審議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、福岡市こども未来局こども部長でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインを併用しての会議となっております。恐れ入りますが、御発言の際には、オンライン参加の委員にも伝わるよう、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

本審議会については、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。

本審議会の委員33名のうち、本日は23名の皆様に御出席いただき、本日の会議は成立いたしますことを御報告させていただきます。

なお、本日の会議は、福岡市情報公開条例に基づき公開にて開催いたしますので、御了承ください。

まず、会議資料の確認をさせていただきます。

お手元に会議次第、委員名簿、会場席図、議題等に関連する資料として、資料1-1「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について、資料1-2「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧、資料1-3「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）、資料1-4「第5次福岡市子ども総合計画」における関連指標の状況、資料2-1「子どもの権利擁護推進のための臨時委員の指名について」、資料2-2「教育・保育施設等認可・確認専門部会委員の指名について」、資料3「専門部会の開催状況について」でございます。

以上、資料が多く大変恐縮でございますが、不足等がありましたら、事務局まで挙手にてお知らせください。

よろしいでしょうか。

なお、皆様のお手元には「第5次福岡市子ども総合計画」の冊子も、御参考までにお配りしております。会議終了後は机の上に置いたままお帰りください。

さて、会議に入ります前に、年度が替わりまして、各種団体の御推薦等による委員の皆様との交代がっておりますので、新しく御就任いただきました委員の皆様につきまし

て、お名前を御紹介させていただきます。

なお、役職等は、お手元にある名簿を御参照願います。

それでは、50音順に御紹介いたします。

朝川委員です。

板谷委員です。

大森委員につきましては、本日は御欠席でございます。

中村委員です。

西田委員です。

松本恭子委員につきましては、本日は御欠席でございます。

満生委員です。

新たに御就任いただきました委員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長より一言御挨拶申し上げます。

○事務局 福岡市こども未来局長でございます。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、子どもたちの健やかな成長のために、御尽力いただいておりますこと、誠にありがとうございます。深く感謝申し上げます。

本日は、「第5次福岡市子ども総合計画」の実施状況に関する点検・評価などをお願いするとともに、各専門部会の開催状況の御報告等もさせていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、御忌憚のない御意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これからも、「すべての子どもが夢を描けるまち福岡」を目指して、こども行政に取り組んでまいります。皆様のお力添えをどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

## 議題

### (1) 「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について

○事務局 それでは、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づき、ここからの会議の進行は委員長にお願いいたします。

なお、本日は、副委員長が所用により御欠席となっておりますので、お知らせいたします。

恐れ入ります。委員長、一言御挨拶をお願いいたします。

○委員長 前回に引き続き、議事進行を務めさせていただきます。実り多い会議にするため皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、お手元の会議次第にありますとおり、議題として、「『第5次福岡市子ども総合計画』実施状況の点検・評価について」をはじめとして、二つの議題について審議を予定しており、円滑に議事を進行していきたいと考えております。

限られた時間で多くの皆様に御発言いただきたいと思いますので、御質問や御意見はできる限り簡潔に御発言をいただき、事務局からの説明についても、分かりやすく簡潔にお願いします。

それでは、議題「第5次福岡市子ども総合計画」の実施状況の点検・評価についてに入らせていただきます。

まず、事務局より、説明をお願いします。

○事務局 こども未来局総務企画課長でございます。

議題（1）「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について、お手元にお配りしております資料に基づき、説明をさせていただきます。

まず資料1-1「『第5次福岡市子ども総合計画実施状況』の点検・評価について」を御覧ください。

この資料につきましては、令和2年11月に開催いたしました「こども・子育て審議会総会」においてお諮りし、決定いただいたものでございますが、新たに御就任いただきました委員もいらっしゃいますので、改めてその内容を確認させていただければと思います。

まず、「1 点検・評価の考え方」でございます。

「第5次福岡市子ども総合計画」につきましては、毎年度、施策の実施状況などを取りまとめ、審議会に報告し、点検・評価を行うこととしております。また、審議の内容、点検・評価の結果につきましては、市のホームページで公表いたします。

次に、「2 実施方法」について御説明いたします。

まず、点検・評価を行う項目につきましては、計画の自標1から目標3のそれぞれに掲げる施策ごとに実施することと致しております。

裏面を御覧ください。

「3 点検・評価の視点」についてでございますが、市におきまして施策ごとに事業の実績を取りまとめ、進捗状況の自己評価を「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で行っており、審議会において点検・評価を行っていただくこととしております。

続きまして、資料1-2、1-3を御覧ください。

資料1-2につきましては、施策ごとに令和3年度の事業の実績を取りまとめ、市において進捗状況の自己評価を行ったもの、資料1-3は、施策別進捗状況・自己評価一覧及び施策別のより詳細な資料を取りまとめたものでございます。

それでは、資料1-2「『第5次福岡市子ども総合計画』施策別進捗状況・自己評価一覧」について御説明させていただきます。

この資料につきましては、計画における施策項目の順に記載しておりまして、左から「施策の概要」「施策の進捗状況」「自己評価」を記載しております。

「施策の進捗状況」については、※印で「コロナの影響を踏まえた施策への対応」を記載しております。

時間の関係もございますので、資料1-3の説明は省略いたしますが、よろしければ適宜御参照のうえ、お聞きいただければと思います。

それでは、資料1枚目の目標1「安心して生み育てられる環境づくり」から説明いたします。

施策1「母と子の心と体の健康づくり」につきましては、母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、育児不安が強い出産後の早期の支援などにより、母子保健施策の充実を図ることとしております。また、不妊・不育に悩む方への支援にも取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、妊婦健康診査の公費助成や乳幼児健診を引き続き実施するとともに、産後の母親への支援の充実を図るため、宿泊や日帰りによる産後ケア事業を拡充しました。また、健康や将来の生活を考えるきっかけづくりのため、新たにプレコンセプションケア推進事業を実施したところでございます。

コロナの状況を踏まえ、4か月児、1歳6か月児の健診については、令和2年度に引き続き、暫定的に集団健診から個別健診へ変更しての実施、母子保健訪問指導については、家庭訪問数は減少いたしました。電話による保健指導で対応し、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策2「幼児教育・保育の充実」につきましては、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた取組を進めるとともに、多様な保育サービスの一層の充実に取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、保育所の新設や増改築などによる保育の受皿確保や、保育士に対する家賃助成など保育士等の確保のための施策に引き続き取り組むとともに、病児・病後児デイケア事業の推進や、保育所等における障がいの程度が重い児童及び医療的ケア児の受入れなど、多様な保育サービスの充実に取り組みました。

また、コロナの状況を踏まえ、保育士・保育所就職支援センターの求職登録をオンラ

インでも登録できるよう対応しており、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策3の「身近な地域における子育て支援の充実」につきましては、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、支える環境をつくるため、子育て支援のネットワークづくりや、地域における人材の育成などに取り組むとともに、子育て支援について分かりやすい情報の提供に取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、地域で子どもを育むネットワークづくりの促進や、ファミリー・サポート・センター事業を引き続き実施するなど、地域の中で行う育児の相互援助活動の支援を行ったところであります。

また、コロナの状況を踏まえ、従前どおりの開催が困難となった事業では、参加者数の制限やオンラインで実施するなど、感染対策を十分に行いながら事業を継続しており、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策4の「乳幼児期の障がい児の支援」につきましては、障がいの早期の発見と早期の支援、及び発達障がい児とその家族への支援の充実に取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、療育センター等において相談・診断・療育を引き続き実施するとともに、新規受診児の増加に対応するため、南部地域の相談・診断・療育を担う施設の整備を進めました。

コロナ下においても、感染対策を十分に行いながら、継続して障がい児の支援に取り組んでおり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策5「子育てを応援する環境づくり」につきましては、子育てをしながら安心して働き続けられる環境づくりに取り組むとともに、子育て世帯の居住を支援する施策、交通事故の防止や防犯対策、経済的な負担の軽減に取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、“「い〜な」ふくおか・子ども週間”によるワークライフバランスの普及・啓発や企業向けのセミナーの実施、子育て世帯の住み替えへの助成などを引き続き実施するとともに、子どもが安心して医療機関を受診できるよう、通院助成対象の拡大や、自己負担上限額のさらなる軽減を行い、自己評価といたしましては、「順調」としたところでございます。

資料の2枚目を御覧ください。目標2の「子ども・若者の自立と社会参加」でございます。

施策6の「子どもの居場所や体験学習の充実」につきましては、放課後などに子どもたちが安全に過ごし活動できる場や遊び場を充実させるとともに、地域における居場所づくりや支え合いの活動を支援しております。また、子どもの自主性を育む多様な体験・交流の機会の充実を図ることとしております。

進捗状況につきましては、「わいわい広場」や「留守家庭子ども会」の取組を引き続

き実施するとともに、コロナの状況を踏まえ、中央児童会館等において、オンラインによるコンテンツの配信を行うなど、工夫して子どもの交流や体験の機会の充実に取り組み、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策7の「青少年の健全育成と自己形成支援」につきましては、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組を推進するとともに、非行防止活動や有害環境への対応などに取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、コロナ下においても、感染対策を十分に行いながら、家庭教育の支援や家庭教育学級の実施、小中学生向け出前授業などに取り組むとともに、家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携のうえ、非行防止活動や健全育成事業を推進し、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策8「若者等の相談支援と居場所の充実」につきましては、登校支援が必要な児童生徒や困難を有する若者への相談支援を行うとともに、ニーズに合った情報や居場所の提供などを行うこととしております。

進捗状況につきましては、登校支援が必要な児童生徒に対応するため、教育相談コーディネーターを全中学校に配置し、学校全体での支援に取り組むとともに、こども総合相談センターによる相談支援やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を実施しました。

コロナ下においても、感染対策を十分に行いながら、継続して子どもや保護者の支援に取り組み、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策9の「学童期以降の障がい児の支援」につきましては、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育に取り組むとともに、放課後や休日における支援の充実や質の向上を図ることとしております。

進捗状況につきましては、コロナ下においても、感染対策を十分に行いながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に取り組むとともに、発達障がい者支援センターを中心に乳幼児期から成人期まで一貫した支援の実施や、放課後等デイサービスの充実に取り組む、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

3枚目を御覧ください。目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」でございます。

施策10の「子どもの家庭支援体制の充実」につきましては、子どもに関する様々な相談について、一元的な電話相談・通告窓口を整備するとともに、各区役所を子ども家庭総合支援拠点として、在宅支援体制を強化し、こども総合相談センターの専門的な介入や支援を充実させることとしております。

進捗状況につきましては、こども総合相談センターにおいて、増加する児童虐待に関する相談へ対応できるよう体制を強化し、専門的・総合的な相談・支援を行うとともに、

子ども家庭支援センターにおいて、子どもと保護者の関係再構築に向けたプログラムを実施するなど、コロナ下においても、感染対策を十分に行いながら、リスクの早期発見や相談支援の体制強化に取り組み、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策11の「児童虐待防止対策と在宅支援の強化」につきましては、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させるとともに、区役所や要保護児童支援地域協議会、学校、医療機関などと連携し、虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と社会的自立まで、切れ目のない取組を推進していくこととしております。

進捗状況につきましては、様々な課題を抱える特定妊婦に対し、母子生活支援施設における総合的な支援の実施や、子どもの安全確認のため、訪問員を派遣し、育児や家事への支援を継続して実施するとともに、ヤングケアラーの支援のため、相談窓口を設置し、コーディネーターによる相談支援を実施しました。

コロナ下においても、感染対策を十分行いながら、リスクの早期発見や相談支援の体制強化を行い、継続して子どもや保護者の支援に取り組み、自己評価といたしましては、「順調」としたところでございます。

施策12「ひとり親家庭の支援」につきましては、ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、家庭が抱える問題についての相談にきめ細かに対応するとともに、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、ひとり親家庭支援センターにおいて、就業相談や自立支援プログラム策定事業、養育費確保支援事業を引き続き実施するとともに、ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金の対象資格を拡大するなど、コロナ下においても、きめ細かな支援を行い、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策13「子どもの貧困対策の推進」につきましては、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしております。

進捗状況につきましては、教育や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組みました。また、「子ども食堂」の運営団体へは、コロナ下で食堂形式から弁当や食料の配付に変更して事業を継続した団体も含めて引き続き支援に取り組み、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

施策14「社会的養護体制の充実」につきましては、様々な事情により社会的養護が必要になった子どもを家庭的な環境で養育するため、里親のリクルートによる受皿確保に

取り組み、乳児院や児童養護施設などの小規模化などを進めるとともに、施設から社会へ自立する子ども・若者の支援を強化することとしております。

進捗状況につきましては、コロナ下においても、里親リクルートのためのイベントをオンラインで実施するなど、NPOと協働して里親制度の普及、啓発などに取り組みました。こども総合相談センターにおいては、施設等を退所した若者の自立支援に取り組み、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

最後に、施策15「子どもの権利擁護の推進」につきましては、子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、様々な機会を捉えて、子どもの権利擁護の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組むこととしております。

進捗状況につきましては、コロナの感染拡大の状況を踏まえ、事業内容を適宜見直しながら、いじめの未然防止と早期発見等いじめ防止に取り組むとともに、地域、学校、保育所、イベント等の様々な機会を捉えた子どもの権利擁護の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動などを実施し、自己評価といたしましては、「おおむね順調」としたところでございます。

なお、成果指標や事業目標については、資料1-4「『第5次福岡市子ども総合計画』における関連指標の状況」にまとめておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

○委員長 御説明ありがとうございました。

では、ただいま事務局より説明していただきました進捗状況、あるいは1-3の実施状況、1-4の指標値の推移、そして自己評価の評価案、「おおむね順調」や「順調」等につきまして御意見がございましたら、委員からお伺いしたいと思います。

手を挙げていただければと思います。どなたからでも、よろしく願いいたします。

○委員 今回は施策に対しての評価ということなんですけども、施策に書かれていなければどうかなとは思いますが、気になる点はいくつかあって、一つは子どもの居場所や体験の充実ということで、目標2のところなんですけど、私は学校図書館の問題を議会でもずっと質問してきたんですけども、子どもの居場所という意味で言うと、学校図書館というのは、図書館ガイドラインでも、学校が開いている間は開けておく必要があると言っているわけですね。その理由としては、学習の場だけでなく子どもの居場所として非常に重要なだとガイドラインには書いてあるんですけど、施策にはそういうことを触れられていないし、子どもにとって、今、不登校とかいじめの問題がいろいろあるわけなんですけども、学校図書館を子どもの居場所として学習だけではなくて、いろいろな意味で、福岡市としては、やはりもっとちゃんと取り組むべきではないかなというの

が1点。

もう一点は、三つ目のところなんですけども、15番目で子どもの権利の擁護の推進ということで、ここでは二つなんです。

一つは、いじめの問題では、国のデータで見ますと小学校低学年のほうがいじめとかそういう問題は実は多い、高学年になるとだんだん下がってくると。そういうデータが出されているわけですね、国のほうから。そういうことを考えますと、詳しいことではQ-Uアンケートを小学校4年生からやっているということなんですけど、むしろ全学年でやらないと、特に小学校に入ってきたばかりのところでは実は子ども自身がそういったのをいじめだと意識していないことが多いみたいなんです。ですから、そういう小さな積み重ねが実はだんだんと不登校の原因になっていくというような指摘もありますので、そういったところの取組はどうなのか。

もう一つはコロナにおけるマスクの問題で、マスクを子どもに強要している教師がいるという話を私は聞いているわけです。これは教師が子どもが権利主体という認識を持っていないんじゃないかと私は思うわけです。そういった指導というか、教師が子どもが権利主体だという認識を本当にきちんと持っているのかという疑問を持っております。そういった意味で、施策は「おおむね順調」となっていますが、いかがなものかということで意見を述べさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。施策6について1点、施策15について2点御意見をいただきました。

まず、施策6の、学校図書館でよろしいでしょうか。

○委員 そうです、はい。

○委員長 学校図書館の居場所としての活用というのが施策の概要等の文言にあるわけではないということなんです、学校図書館の居場所としての活用について、何か教育委員会等でお考えになっていることはございますでしょうか。

では、お願いします。

○事務局 教育委員会指導部小学校教育課長でございます。よろしくお願いたします。

まず学校図書館につきましては、学校図書館の機能自体が、先ほどもお話に出ていましたように、国が出しているガイドラインの中に、読書センター、情報センター、学習センターという役割とともに、子どもの居場所としての役割が示されているところでございます。

施策の中で学校図書館については触れておりませんが、そのような役割があるということは十分認識しております。居場所づくりというところでも学校図書館が活用されるようにということは考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

では、施策15の、いじめの対策を低学年からという視点、この辺りはやはり教育委員会ですかね。お願いします。

○事務局 教育委員会安全・安心推進課長でございます。

委員御指摘の全国のいじめの認知件数の状況でございますけれども、全国の様子は低学年が29万1,000件余、高学年は20万8,000件余で、確かに低学年が多くなっているところでございます。

福岡市におきましては、低学年の合計が1,150件、高学年は1,178件、ほぼ同程度でございます。先ほどのQ-Uアンケートは福岡市では小学校4年生から中学校3年生まで実施しており、各学校予算の範囲内で低学年におきましても約40校程度でこのQ-Uアンケートを実施して活用しております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

では、同じく施策15に関連した御意見で、マスクの学校内での着用の状況というか、ルールがもしございましたら御説明をお願いします。この辺りも教育委員会ですかね。

○事務局 小学校教育課長でございます。

学校の中でのマスク着用につきましては、感染対策から原則として着用するとしておりますけれども、マスクを着用できないお子様もいらっしゃいますので、当然、強制をするということはしていないところでございます。もしそういう場面がありましたら、しっかりと学校と連携を取り改善していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

委員、よろしいでしょうか。

○委員 意見だけ言っておきます。学校図書館の問題については別に今始まった話じゃな

くて、以前から問題にしてきた点です。コロナで子どもたちの心が疲弊している中で、やはりそういう居場所を学校の中にもつくるという視点からも、きちんと取り組むべきだというふうに意見を申し上げます。

それと、先ほどのQ-Uアンケートの問題なんですけど、低学年から多い理由というのは、子どもは自分の言葉とか行動がいじめにつながっているという認知が低いと言われているんですね。ですから、やっぱり低学年からそういう取組をしていかないと、時間がたってやるというのはなかなか難しいと思いますので、ぜひ検討していただきたいということ。

それと、マスクについては、文部科学省もいろいろ考え方を出されているわけですし、まず何が問題かという、何よりも子どもの気持ちを教師がちゃんと汲み取っているのかと、私が聞いた範囲ではそのように感じているわけです。一律に強制しているわけではないと言っていますが、子どもにとってやっぱり教師というのは権力者なんです。ですから、教師に自分が権力者だという意識がなければ、教える立場として強制して当たり前だと思ってしまうと子どもには大変、精神的な負荷を与えるし、やはりそういう意味で、子どもが権利主体という問題がこのマスクの問題に象徴されているんじゃないかと私は思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

○委員長 学校図書館をはじめ、マスク、あるいはいじめの低学年の課題については、また教育委員会のほうで学校との風通しをよくしていただいて、少しでもよい方向に対応していただければと思います。ありがとうございました。

では、委員、お願いします。

○委員 ありがとうございます。ただいま子どもが権利の主体であることの認識についての御発言があったと思います。それに関連しまして少し発言させていただきたいと思います。

今、福岡市においては、子どもの意見表明権をどういうふうに子どもの支援ないしは権利擁護のための仕組みに反映させるか、そのためのシステムをつくらうということが計画に上がっております。その中で、私もその市民としての取組の一つに関わっている者なんですけれども、やはりそういった大事な事業が成功するには、何といたしましても子ども自身、そして周りを取り囲む子どもの権利についての大人の認識の普及、浸透が先決だと思っています。

この施策の進捗状況で見ますと「おおむね順調」ということになっておりまして、その個票の部分で見ますと人権教育は盛んに取り組まれております。子どもも、大人も、

地域でも、学校でも、たくさんの方々が参加しています。でありまして、実感としては、子ども自身が自分の権利について知らない、大人の中でもその権利の意識が非常に希薄であるという現実があるように思います。

ですので、人権教育がこれほど取り組まれているその内容について、権利の主体者としての子どもの見方というのがちゃんとそこに反映されているかどうかということをもう一度見ていく必要があるのではないかと思います。こども基本法が来年度は施行されることになりましたし、こども家庭庁が発足しますね。その理念というのは、何といても一番の中心は子どもが権利の主体であるということを明確に打ち出したものです。ですので、これからの人権教育の内容が本当にそういったものになっていくということについては注視したいと思いますし、そういった方向での御努力をお願いしたいと思っていますところでは。

もしよろしければ、この辺りについてのお考えを伺うことができればありがたいです。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

委員の今の御意見、御発言等はやはり施策15に関連するところだと思います。関連した目標値への指標の進み具合は資料1-4の66番等にも書かれていると思いますが、今御発言があった権利の主体者としての人権教育の展開、すごく多岐にわたると思いますが、こちらも教育委員会ですかね、この辺りについて、もしよろしければ現状と方向性を簡潔にお教えいただければと思います。

○事務局 教育委員会学校企画課長でございます。

学校における人権教育は、人権尊重の精神を基盤にした学校運営が原則だと考えております。ですから、授業にしても、行事等にしても、あるいは家庭との連携にしても、全てにおいて人権教育の視点から物事を考えていく必要があると考えておまして、学校ともしっかりと連携しながら、そういった視点に立って頑張っていきたいなと思っていますところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

この資料1-4の66番に関連する市民啓発などの取組について、こちらを所掌している部局はどちらでしょうか。こちらも主として教育委員会ルートということですか。

よろしく申し上げます。

○事務局　こども未来局総務企画課長でございます。

子どもの意見表明は大変重要であると考えておりました、子どもとの信頼関係を築き、意見表明に必要な情報を十分に説明して、年齢に応じて安心して意見表明をできるようサポートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　ありがとうございます。

よろしいですか、委員。

○委員　はい。

○松員長　ありがとうございました。

引き続き皆様、よろしくお願ひいたします。

今の関連でしょうか、お願ひします。

○委員　今の委員の御発言にちょっと関連するので、私からも意見等を述べさせていただきます。

施策15の「子どもの権利擁護の推進」の中には「地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され」ということが書いてあるところなんですけれども、実際の施策15の自己評価とか成果指標とかを見ても、その点に関してどういうところで取組がされ、どんな評価をされたかなかなか見えてこないというのが率直な感想であります。社会的養護の分野ではアドボカシーの導入などが進んで子どもの意見表明が進んでいっている点はあるんですが、学校とか地域の分野では具体的な取組がまだまだ見えていないなと思います。

先ほどのいじめの問題でも、子ども自身が自分がいじめを受けているとか何がいじめかが分かっていないというのはまさにそのとおりだと思うんですが、この評価のところを見ても、まずいじめゼロを目指すというところを前提としながら、いじめはどんな理由があってもいけないと思いますかと子どもに聞くと、それはいけないと思います、とやはり回答するようになってしまうと思うんですね。未然防止ももちろん重要なんですが、実際、現状ではいじめはどこにでも起きてしまっているんで、起きたいじめを小さなところから子どもの意見を聞いてキャッチして、早い時点で子どもが苦しい思いをしないように解消していく、そういう視点での評価がまだここの中には見えてこないんで、やはり子どもの立場に立った評価の仕方とか仕組みづくりをもう少し入れていってほしいなと思っています。

来年の4月からこども家庭庁ができて、こども基本法が施行されるわけですが、こども大綱が国のほうでできたら、またこの計画も今後、多分、大幅に見直しが必要になってくるのかなと思っはいるんですけども、国のほうでもやはり子どもや保護者の意見を政策過程に反映していきましようというのを強く打ち出しています。ところが現状、こういったものを見ても、じゃあその子どもの意見がどこまで反映されて施策がなされて評価されているか、まだまだ足りていないのかなと思います。

一例としては、福岡県内では子どもの権利条例というのをつくっている自治体が七つほどあって、その中に子どもの相談を聞いて救済する機関というのもできているところもあります。そういった中で、社会的養護のような、あるいは可視化されたような、困っている子ども以外の誰でも、全ての子どもからの意見を聞いて、それを救済して、あるいは施策に反映していくというような仕組みを取っている自治体もたくさんありますので、将来的にはそういった条例とか救済機関の設置も視野に入れて、子どもの意見が表明されて施策に反映していく仕組みづくりというのをやはりまた大きな視点で考えていただきたいなと思っています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

先ほど来、御意見いただいています、いわゆる意見表明等を含む主体者としての権利というところの推進と、それから具体的な事案としてのいじめに関するところで、これは資料1-4の67番を見てくださいとほとんどが95%以上になっているというところからすると、これは指標としては一応定めたことでもありますので引き続き追っていくこととなりますが、また次のステップとして新たな質問項目や視点を探っていっていただければと思います。

今、委員が言われたゼロを1にしないという予防の観点と、1を2とか3にしない、一度そういうことに会った子どもが続けてそういうことに遭わないという点もよろしければまた今後考慮に入れて検討していただければと思います。ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

では、委員。よろしく申し上げます。

○委員 私はまず二つ、質問というか、数字を教えてくださいですけども、まず資料1-3の10ページ、これは目標1の施策5の「子育てを応援する環境づくり」というところなんです、ここに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進という項目があります。子育て世帯等で配慮が必要な方に賃貸住宅を供給するという事なんで

すが、セーフティーネット住宅の登録件数がここには書いてあるんですけども、実際、令和3年度で子育て世帯の入居の実績がどれぐらいあったのかということについて、数字が分かれば教えていただきたいというのが一つあります。

それと、二つ目は、資料1-3の33ページ、目標3、施策13の「子どもの貧困対策の推進」のところで就学援助の項目がありますけれども、受給者が小中学生合わせて約2万6,000人ということで、これは福岡市の小中学生全体に対する割合というのは何%ぐらいなのか、ちょっとその数字を教えていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。根拠の数値を問う御質問を二ついただきました。資料1-3の10ページのセーフティーネット住宅に関して、子育て世帯の件数、割合がもし分かれば、まずこちらをお願いいたします。

○事務局 住宅都市局住宅計画課長でございます。

セーフティーネット住宅につきましては、民間賃貸住宅の事業者様に要配慮者の方の属性だけで入居を断らない住宅として登録いただくものになっており、例えば高齢者でありますとか、子育て世帯、それから障がい者の方、外国の方、いろんな属性の方がおられまして、そういった方々の受入れを拒まないものでございます。

この登録されています3,945件のうちどれぐらいの入居者が例えば子育て世帯かというのは各大家さん、賃貸住宅事業者様との契約によりますので、お尋ねの子育て世帯の割合は持ち合わせておりません。子育て世帯を含めて、主に高齢者であるなど、幅広い属性の方をお断りしないという事業としてさせていただいておりますので御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。子育て世帯がもし分かるような手だてがあるのでしたらまた今後、整理していただければと思います。

では、資料1-3の33ページ、受給者の子どもに対する割合をお願いします。

○事務局 教育委員会教育支援課長でございます。

ただいまお質しのありました就学援助の受給者2万5,943人が全児童生徒に占める割合でございますけれども、こちらは合計しますと21.5%でございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

委員、今二つ根拠数値が出ましたけど、どうぞ。

○委員 ありがとうございます。

まず、セーフティーネット住宅の入居の割合なんですけれども、これは子育て世帯ということを理由に断らない住宅を増やしていくという事業だと思うんですけれども、実際にじゃあどれぐらい子育て世帯がこの恩恵にあずかっているのか、助かっているのかということをやはり調べて実態をつかんでいくべきであると思います。

あわせて、家賃補助もあっていると思うんですけれども、そういう家賃補助も対象にした住宅についても、そういう制度を利用したものが結構少ないんですね。これは子育て施策の中に組み込まれていて、子育てに係る経済的負担の軽減の一環だと思いますので、そういう部分でこのセーフティーネット住宅が子育て世帯にどのように利用されているのかということやぜひつかむ努力をしていただきたいと思います。そうしないと、これが本当に子育てを応援する環境づくりになっているのかどうかという評価が曖昧になっていくのではないかなと思います。

それから、就学援助の受給割合が約2割なんですけれども、これは2018年度の数字であります。全国的には小中学生全体の14.72%の子どもが就学援助を利用していると。全国の割合よりも福岡市は高いんですね。今またコロナ、そして物価高騰の中で子どもの貧困の深刻度がより増しているということがこういう数字からも分かるのではないかなと思います。この子どもの貧困対策は「おおむね順調」というふうな進捗状況なんですけれども、果たしてこの評価が実態に合っているのか、また子育て中のお母さん、お父さんや実際の子どもたちの実感と合っているのかどうか、私はちょっと疑問を持たざるを得ないというところであります。

さきの市長選挙でも子育て支援策というのが一つの論戦のテーマだったわけなんです。高島市長も子育て支援は充実させていかなければならないというふうなことを述べておられますけれども、先ほど来、子ども自身が権利の主体だという話もありました。おり、子ども自身あるいはその子育て世帯が今、どんな困難を抱えているのか。コロナ、物価高騰の中で非常に経済的に厳しい状況だという実態が広がっている中で、それを反映した施策の評価というものになっていく必要があるのではないかなと思います。そのための指標として、やはり子どもの貧困率を本市でもしっかり算出すべきだと思います。そういうことがあってこそ、どういう施策が必要なのかということが見えてくるのではないかなと思います。

以上、意見として述べさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

ただいま扱っている議題は施策の点検・評価ということで、その中心的な議論をいただきました。

まず一つ目がセーフティーネット住宅の子育て世帯の割合。こちらはもし可能でしたら、一気に全てを完璧にではなくて、1事業者さんでも2事業者さんでもいいので、その中でどれくらい子育て世帯があるのかというのを把握していただいて、ということから始めていただければ。それがあってこの点検・評価も回り出すかなというのは全くそのとおりだと思いますので、サンプリングで1事業者さん、2事業者さんにもしお話を聞くことができれば、そのデータを得ていただいて市へ回していただければと思います。

また、最後に言及がありました子どもの貧困率、こちらはまた引き続き御検討いただければと思います。

では、委員、お願いいたします。

○委員 この会に携わらせていただいて10年ぐらいになるんですけども、前は無作為に選んでいただいてすごく長いアンケートに答えていたと思うんです。小学生、中学生、市民の中から何人か選ばれて、70問近くぐらいあったアンケートを送っていただいて、その結果を基にお話し合いとかもさせていただいていたんですけども、それはもう終わってしまったのかなというのが一つです。

うちは娘が18歳になりまして成人ということになりましたので、もうそういったものは送ってこないなど。何度も選んでいただいて、そのアンケートとかもうちに送ってきましてお答えさせていただいて、長いアンケートだったから、ちょっとここで休憩とかいうイラストを入れたらいいですねというお話し合いとかもしながら、そういったアンケートを作っていたかと思うんですけども、今、結果を見ると、そういったアンケートの中学生の意見とか、親と子どもが書くといったものもあったと思うんですけども、そういったものは今はなくなってしまったのかなと思うのが一つです。

あと、子どもといえば、上の子は23歳です。私にしてみたらその子ども子どもです。その子が中学校のときからこの会に携わらせていただいていたんですけども、志を持って進学、就職をして学校の先生になった子どもたちもいます。その学校の先生になった子は今、体を病んでいます。子どもというところでくくれば、今働き始めている志を持って新しく踏み出した子が病んでしまっている。そういった子どもたちへのケアもこれからは必要じゃないかなと。

学校の先生方はすごく頑張ってくれていると思います。子どもたちの権利ももちろん大事です。でも、先生方の心を守っていただく、それが子どもたちにも一番返っていくのではないかなと私はすごく今感じてて、これは今日一つ言わせていただけたらと思っ

て参りました。

うちの娘もコロナ禍で入学式がない学年です。でも、高校の先生方が何とか子どもたちを楽しませてあげたい、高校生活を豊かなものにしてあげたいという思い一心でやっています。そういった志を持った先生になった子たちが病んでしまっています。それは何でかな、悲しいなと思うのが一番です。だから、すごく頑張ってやったださっている保育園、幼稚園の先生方の心を守る、教育に携わる、そして地域に携わる人たちの心を守る対策もこの子どもの権利、子育ての中に加えていただけたらなと思います。本当に先生方が頑張っていたのが分かっていますし、すごい快活で、学校の先生になりたいんだと言って採用試験に受かって、頑張った矢先に病んでしまっている、こういうことあってはならないと思うんですね。ですので、そういった子を守る活動も今後また取り入れていただけたらなと思います。

意見と質問で二つになってしまって申し訳ありません。

○委員長 委員、ありがとうございます。二ついただきました。

まず、アンケートの実施というのは初期値を出すためにやっているんですかね。この辺り、お願いします。

○事務局 こども未来局総務企画課長でございます。

今お手元でございます「第5次子ども総合計画」策定の際で言いますと、この計画の基礎資料を得ることを目的としまして、平成31年1月に子ども・子育て支援に関するニーズ調査と青少年の意識と行動調査についてアンケートを実施しております。計画を5年に一度策定しておりますけども、こども未来局では、その計画を策定する前に、ニーズ調査という形でアンケートを取らせてもらっております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。5年に1回ぐらいのスパンで大きな調査をして、この骨格を考える際の資料にしているということになります。

もう一つが、教員の心身の健康の支援等について、もし現状の取組があれば、教育委員会でしょうけど、お願いします。

○事務局 教育委員会教育政策課長でございます。直接の担当課長は本日出席しておりませんので代わってお答えします。

まさに委員もおっしゃられたとおり、学校現場で子どもたちに直に接する教員の心身の健康というのは非常に大事なことだと思っております。福岡市教育委員会ではそうい

ったメンタルヘルスのマネジメントもしっかり行っていくとともに、全国的にも言われております教員の働き方改革も推進することによって、教員が心身ともに健康で、子どもたちとしっかり向き合える時間を確保できるような取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。今、全国的にも非常にホットな課題、問題になっておるところですが、引き続き対応のほうをよろしく願いいたします。

では、委員、お願いします。

○委員 2点だけ。

一つは、この資料1-3で言うと34ページになりますけれども、中段よりちょっと下のスクールソーシャルワーカーです。これは本年度もまた増員していただいて、この方たちの存在というのは非常に大きく見られています。特に今、ヤングケアラーのことも非常に社会的に課題となっていますけれども、先だってヤングケアラーの相談事業を行われているところにお聞きしたら、本人からの相談というのはなかなかないけれども、やはり学校からの相談のほとんどは、担任というよりもスクールソーシャルワーカーさんからの相談です、ということもお聞きしました。

そういうところでこの間、非常に大きな存在なんですけれども、今、配置人数は71人となっているんですが、実際のところ、昨年度もやはりいろんな事情でソーシャルワーカーが不在の学校もいくつかあったんですね。これは昨年度になると思うんですが、実際のところ、現状は各中学校ブロックに基本1人となっています。実際に欠員だったというのはどれぐらいあったのかというのをまず一つお尋ねしたいなと思います。

それと、もう一つは隣の35ページの児童心理治療施設です。これもやっとながらお館の中にできました。まだ日が浅いんですけれども、実は私が最近とても気になっている学校現場からの相談で、お子さんがコミュニケーション不足も持ちながら、突然、かつて言うキレる状況、暴れる、物を壊す、いろんな状況があって、やはりクラスの友達ともうまくいかない。ひいては、周りの保護者からこの子を登校させないでくれというような声も時にはある。そういう状況で担任の先生とかから御相談をいただくんですね。

いろいろお話を聞いてみると、これは全部ではないんですが、やはりそこにはひとり親世帯の中でDVが背景にあった離婚というケースが少ないんです。そういうところを思うと、その子どもが今で言う面前DV、今、警察のほうからの通報があって、心理的虐待ということで数はずっと上がっていますけれども、その面前DVで心を壊した子どもが今、学校の中で非常に生きづらさを抱えている。

そういう中で担任の先生とお話しする中で、この児童心理治療施設ができていますので、こういうところで御相談できないかというようなお話もさせていただくんですね。でも非常にハードルが高いというか、しばらく様子を見ましようというケースが多いんですが、中にはしばらく通所をしましようかというケースもあるんですね。

ところが、そういう困難を抱えているお子さんの家庭の背景というのも非常に困難さがある、多くはお母さんが多いんですけども、なかなか定期的に通所できる家庭環境になかったり、私が数件お話を聞いている中で、子どもさんに対しての対応が本当にもどかしいというか、もうちょっと早くその子どもの改善であったり、家庭の支援であったり、そういうかゆいところに手が届くような施策はもっとないのかなど。せっかくある事業とかそういう施設、確かに慎重にやることはよく分かっているんですけども、実際に困難を抱えている人たちがここに行ったら相談できて安心できたというところになかなか行き着いていない。そういう現状を今、本当に日々感じているんですね。だから、この児童心理治療施設が今どういう現状なのかというのもちょっとお尋ねしたいなと。

2点お願いします。

○委員長 ありがとうございます。

ではまず、スクールソーシャルワーカーの欠員の状況を、流動的でしょうけど、もしよろしければ御説明をお願いします。

○事務局 教育委員会指導部教育相談課長でございます。

委員御指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーは学校で大変活躍をしてもらっているところではございます。しかし、スクールソーシャルワーカーの中には産休・育休等に入られる方もおいでになります。それで、育休・産休に入られたところにはスクールソーシャルワーカーが不在という学校も出てきます。その時々によってその学校数は違いますので正確な欠員状況はお伝えできませんが、欠員が出た場合には、1人のスクールソーシャルワーカーに兼務をかけて欠員の出た学校にも行っていただく。あるいは、この71名の中には入っていませんが、各区に7名の拠点校のスクールソーシャルワーカーがおりますので、拠点校のスクールソーシャルワーカーに、今後どのように対応していったらいいかということを相談しつつ、学校側にフィードバックするという形で対応してきているところでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

では、次の質問は、児童心理治療施設の数値はいただいていますけど、もし何か別の表現ができるような現状がございましたら。ありますでしょうか。

お願いします。

○事務局 こども総合相談センターこども支援第2課長でございます。

児童心理治療施設でございますが、児童心理治療施設につきましては、家庭環境、学校における交友関係であるとか、その他様々な環境上の理由によって社会生活への適応が困難になった児童を対象といたしまして、入所又は通所をさせて、社会生活に適応するために、心理に関する治療及び生活指導を行っております。

実際に様々な御相談がありまして、児童相談所の中で検討し、入所または通所の決定をしているところでございます。

現状でございますが、7月現在で、入所12名、通所12名となっております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

委員、お願いします。

○委員 ありがとうございます。

まず最初に、スクールソーシャルワーカーですけれども、スクールソーシャルワーカーの方の地位というか、かつて嘱託だから、今で言ったら会計年度任用職員になりますよね。会計年度任用職員はそもそもがそういう代替措置があるんですか。基本なかったと思います。

○委員長 ありがとうございます。

まず、スクールソーシャルワーカーの雇用はいろいろあるでしょうけど、どんな形になっているのかを教えてください。

○事務局 会計年度任用職員としての任用でございます。会計年度任用職員として産休・育休等を取られまして欠員が出たとき、あるいはその他の欠員の場合にも再度募集をかけまして、学校に配置できる人員を募集しているところでございます。ただ、年度の途中で募集をかけてもなかなか手を挙げてくださる方が多くはないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長 委員、続けてどうぞ。

○委員 ありがとうございます。

そもそもこういう非常に重要な職種の代替措置というのは、特に産休とか育休は事前に分かるわけですから、やっぱり欠員を生じないようにしていただきたいなというか、すべきだろうと。これは子どもたちにとって本当に重要なポストなので、これをお願いしたいし、もう一つ気になっているのが、福岡市は全国的にもソーシャルワーカーが非常に多い。これは非常に注目されています。すごいねと全国から言われるんですが、蓋を開けてみたら人が足りていないというこの現実の問題ですね。ここには多分、社会福祉士さんなり、そういう方たちの育成が間に合っていないのかなとも感じるわけですね。

ですから、以前もこれは課題としてあったと思うし、そしてまた学校現場というのは非常に困難な職場もありますので、これは経験値も非常に重要だとも言われています。だから、数は増えたけれども実際の中身はすかすか、とまでは言わないけれども、満たしていないということでは本当に絵に描いた餅になっちゃうので、ぜひスクールソーシャルワーカー、そういう人材育成も含めてお願いしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、児童心理治療施設です。先ほど私が申し上げたのは、やっぱりニーズに沿った対応がなかなかできていないんじゃないかなととても感じています。というのが、一つの例で言うと、周りからトラブルを起こすんだから改善するまで学校に来ないでくれ、通所ですよと言われて半年間通所すれば、半年間その子は学校に行けないんですね。学習権を奪われてしまう。そういう現状も生み出してしまっているもので、物差しではなくてやはり一人ひとりのニーズで、家庭環境も含めた中でのトータル、総合的な支援の在り方というか、そういうことも個別に対応していく必要があるんじゃないかなと。家庭的に非常に困難なお子さんたちというのはそういう状況にやはりどうしても入ってしまうということをお感じしていますので、せっかくできた児童心理治療施設です、ぜひそういうニーズに沿った支援というところをお願いしたいなと思います。

以上です。

○委員長 貴重な意見をありがとうございました。

スクールソーシャルワーカーの養成について、何かありますか。現状というか、課題というか、もしよろしければ、お願いします。

○委員 ソーシャルワーカーを社会福祉学科のほうで年間約100名近く養成をしております。

○委員長 多いですね。

○委員 もちろん試験を受けていただかなければなりませんけれども、ただ、やはり現職のニーズと養成の段階というところの距離感というのはあるのかもしれませんが。そういったところをぜひ情報交換をしながら、実際の数、現場のニーズ、どれぐらいのものがどこで必要とされるのかというところを、どこまで把握できているか、確認はしてみたいと思いますけれども、すみません、その程度の回答しかできておりませんが、大学のほうでは養成は進めて、全国的にもかなりの数が進んでいるのではないかなと認識しております。

○委員長 別の大学では、多分、50名ぐらいの福祉の学生のうちの10名ぐらいがスクールソーシャルワーカーのコースに行くんじゃないかなと思うんです。各大学によって濃淡があるんでしょうけど、できれば地元の福岡で働いてもらえるような意識づけも含めて養成のほうでも取り組んでいただければと思います。

ありがとうございます。

○委員 質問してよろしいでしょうか。

○委員長 委員、どうぞ。

○委員 スクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラー、専門職がいないと本当に今の学校業務はやっていけない状況だと思います。先ほど委員の方が御発言されましたように、先生方の心理的負担、病休等もかなり多いのかなと思っているところです。

10月25日に文部科学省が発表した生徒指導問題の調査でも不登校の数が明らかに激増していると。それから、コロナ感染が怖くて休んでいる子どもたちがいると。福岡市の不登校の状況と、それからコロナで学校に行かない子どもの人数等が分かれば教えていただきたい。

それと、ここではスクールカウンセラーとか教育相談コーディネーターとかを政策として人間的に配置をすると書いてありますけれども、では何をしているのかというところがちょっと見えませんので、説明していただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長 分かりました。ありがとうございます。

では、一つ目のコロナの感染忌避に関して、今どんな感じになっていますかね。お願いします。

○事務局 教育相談課長でございます。

令和3年度長期欠席児童のうち新型コロナのウイルス感染回避のためお休みをしているお子さんは300名に上ります。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

では、教育相談コーディネーターもしくは登校支援、不登校対策等の現状をお願いいたします。

○事務局 続きまして、教育相談コーディネーターについてお伝えします。

福岡市では69校の中学校に教育相談コーディネーターを1名ずつ配置しております。こちらは、中学校に同じく開設しております校内型の適応指導教室、実はその校内型の適応指導教室で学校に行きにくくなったお子さんをまずお引き受けしており、そちらの運営を担当してもらっているところです。

教育相談コーディネーターは、校内適応指導教室の運営のほかに、例えば小学校との間で不登校傾向にあるお子さんの情報交換を行ったり、あるいは校外型の適応指導教室や他機関につないでおくべきお子さんについて、どこへどんな相談を持ちかけるべきかを判断し保護者の方をつないだり、そういう仕事をしております。

○委員長 ありがとうございます。

委員、よろしいでしょうか。もしあれば。

○委員 ありがとうございます。

今、課長が言われたとおり、校内適応指導教室は「はまかぜ」、「まつ風」等がありますけれども、そこは距離が遠過ぎる。やっぱり近いところで適応指導教室があると子どもたちだけでも行けるし、非常に有効かなと思っています。

今、他県から相談があっているのが、校内型での居場所、それから校内での適応指導教室をつくるに当たってはという相談を受けたりもするんですけども、保健室登校も認められていますけども、やはり校内の中でちゃんとした居場所があるということが大事だとは思っています。

ただ、そういう居場所を校内でつくっても、今の先生方の人数で言うとなかなかずつとそこにいられないという状況があります。学校に居場所があつて、そこに毎日子どもたちが来たとしても、そこで教育指導や生活支援などを行う人材がないということが起こってきています。

ですので、不登校の数はこれ以上増えてほしくはないんですけども、やっぱり校区内でどうにか対応する、学校で対応する、そのときにスクールカウンセラーの増員だったり、スクールソーシャルワーカーの増員だったり、週1回ではなくて週何回か出勤するとか、そういう増員等も必要かなと考えているところです。

それと、もう一点だけ。さっき児童心理治療施設の話が出ましたけれども、昨年、見学に行きました。生活環境としては恵まれているとは思いますが、1点気になったのは、外に出る機会がない。やっぱり外に出て光の下で遊ぶということも必要だと思っています。そのときには、隣に中央特別支援学校がありますので、運動場を借りるなりして子どもたちが外で遊ぶと。通常、児童心理治療施設は校外にあつて、屋外で遊んだり生活したりということも学びの一つとしてやっているんですけども、えがお館はまちの中心部にあり、そういうことができないので、特別支援学校の運動場を借りてはどうかという意見を申し上げたんですけども、どのような状況なのか教えていただけたらと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

児童心理治療施設のお子さんたちの屋外でのアクティビティーの利用について、何か連携等の工夫がございますでしょうか。あるいはまだ今その一步手前ぐらいでしょうか。ちょっと現状を教えていただければと思います。

すみません、こちらが最後の質問になります。

○事務局 こども総合相談センターこども支援第2課長でございます。

児童心理治療施設につきましては、内部に学校があり、開放施設でございますので、こちらから高校にも通ったり、必要に応じて外出等も随時行っている状況でございます。御指摘の点については、今施設と話をしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長 調整中ということで、委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 最後に1点、コメントだけさせていただいていいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○委員 すみません。今日はありがとうございました。

先ほどから出ております子どもの権利、人権が守られるというところで、議場に出ていたのは小学校以上の子どものお話が多かったんですけども、人は生まれたときから人権、また権利が守られるべきという観点から考えますと、ぜひ乳幼児も含んでお考えいただきたいというところをお願いさせていただきます。

子どもが意見表明をできるというのは何も言葉を持っているからというだけではなく、ちゃんとほかの方法で子どもは意見表明をできますし、その代行ができるというところが保護者でももちろんあるんだろうと思います。北欧なんかでは憲法の中で生まれた時点で保育を受ける権利を有しているというふうに押さええている国が多々あります。そういったところも少し加味していただければ、我々の意識の中に置いていただければありがたいなと思いました。

そう考えますと、ぜひ保幼小ですね、小学校への連続、接続というところ、この協議会で取り上げるべき内容かどうかというところは御検討もいただきたいと思いますが、例えば福岡市で小学校のお兄ちゃんが保育所に通う妹を送らなきゃいけないから時々遅刻しているという案件が上がってきています。ヤングケアラーの問題というのがありますけれども、今日の審議会の意義は大きいと思うのは、行政が縦割りではなく横に一緒につながって情報共有をする、まさにこども家庭庁というのがその意味合いでつくられているというところに非常に類似するものがあるのかなと考えますと、子どもの発達というのは生まれたときからずっとつながって、どういうふうな接続、どういった情報の共有をしていく必要があるんだろうというところを審議の中でぜひ考えていただくような枠組みを検討いただけたらと思います。

以上です。すみません、ありがとうございました。

○委員長

皆さんありがとうございました。(1)の点検・評価に関して60分、皆様から御意見をいただいて事務局等にお答えいただいたんですが、本審議会におけるこの総合計画の実施状況の点検・評価については、資料も多うございますけど、事務局案のとおりと

してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

では、点検・評価を事務局案に沿って進めていただくということと、この文言に入っていない課題、将来に向けての貴重な御意見もいろいろいただきましたので、そちらも加味しながら、よろしく願いいたします。

## (2) 専門部会の委員の指名について

○委員長 では、議題(2) 専門部会の委員の指名について、まず、①子どもの権利擁護推進のための臨時委員の指名について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 こども家庭課長でございます。よろしくお願いします。

資料としては、資料2-1「子どもの権利擁護推進のための臨時委員の指名について(提案)」を御覧いただきたいと思います。子どもの権利擁護推進のための臨時委員の指名について提案させていただくものです。

子どもの意見表明に対する調査審議の体制を整えまして、子どもの権利擁護を推進するため、規定に基づき、規則自体は右下に記載がございますが、権利擁護等専門部会に新たに臨時委員3名を指名してよいかお伺いしたいと思っております。

まず、1の背景のところを御覧ください。この背景としては、児童福祉法が改正されており、令和6年4月までに、政令市を含めた都道府県は、児童養護施設や里親に預けられている子ども、あるいは一時保護中の子どもから意見が表明された場合に、第三者性のある本審議会などの機関で調査や意見を述べられるような仕組みをつくることとされているところです。児童福祉法の規定も右下に記載がございますので、御参照ください。

福岡市におきましては、今年度よりNPO法人に委託し、社会的養護の子どもたちの声を聞く取組を始めたところではございますが、調査審議を行う第三者機関は未設置であり、今回この仕組みを導入したいと考えております。

2の対応方針を御覧ください。現在この審議会内には、施設入所児童などの権利擁護に関する事項を所管する専門部会がございます。右側の図には、中段にある「審議会(総会)」の下にひもづいた部会が四つございますが、その一つでございます。

この部会は6名の委員で構成されておりますが、今回の調査審議体制のために新たに3名の臨時委員を加えまして専門部会を9名とした上で、そのうち4名で構成する小委員会をつくり、その小委員会で対応していただきたいと考えております。これは他自治体の先行事例等を参考にし、機動性を持って対応する仕組みとしたいと考えたところで

ございます。

なお、本仕組みは新たな試みでもございますので、今回はモデル実施といたしまして、次年度の本格実施に向けて改めて御提案させていただくような機会を設けたいと考えております。

全体の子どもアドボカシーの仕組みですが、右側の上の緑色で囲っているところで全体像、イメージを御説明いたします。

まず、「子どもの権利サポート事業」という形でNPO法人アドボカシーセンターに委託しまして、一時保護所や里親、児童養護施設の子どもの声を聞く取組を始めております。

具体的には黄色四角囲みを見ていただきますと、委託先で研修を受けた意見表明支援員、いわゆるアドボケイトが里親や施設で暮らす子どもを、週一や隔週で定期訪問して意見を拾い上げる。拾い上げた意見は、支援員が子どもと一緒に、あるいは子どもに代わって、四角囲みの下のところですが、里親や児童養護施設に対応を促して支援者である里親や施設、児童相談所が適切な支援や養育判断を行う。これが基本形でございます。

ところが、左下に矢印が伸びておりますが、例えば養育者の方や行政の支援者の対応に子どもが納得できないような場合もありますので、このような場合には子どもや支援員が調査審議を申し出て、第三者に必要な調査や意見を言っていただく機会をつくりまして透明性や納得性をさらに高めていく。この第三者委員による調査審議の機能を小委員会という形で専門部会の中に置かせていただけないかと考えております。

左側の3に戻りまして、文字に並べますと1番から8番までが流れていくような形になります。

4の小委員会のメンバーになられる方ですが、4名のうち1名は専門部会のメンバーであられる柳委員にお願いしまして、それに臨時委員の3名を加えてはどうかと考えております。

それぞれの専門や所属は記載のとおりですけれども、指名理由の特徴としましては、社会的養護当事者の視点のある方ですとか、施設児童等の心理学的識見のある方、それと、当事者視点での具体的な支援のアドバイザーとなれる方を選任させていただきたいと考えているところでございます。

最後になりますが、初めての取組でもございますので、あくまでモデル実施とさせていただきます。今後、課題の整理も行いながら、正式な体制づくりにつなげてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま説明があった内容につきまして、御意見などがありましたらお願いします。  
よろしいですかね。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 ありがとうございます。

では、事務局案のとおりにさせていただこうと思います。ありがとうございます。

続きまして、議題（２）②教育・保育施設等認可・確認専門部会委員の指名について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 続きまして、こども未来局総務企画課長でございます。

お手元にお配りしております資料２－２「教育・保育施設等認可・確認専門部会委員の指名について（提案）」を御覧ください。

福岡市こども・子育て審議会専門部会の委員につきましては、令和３年10月25日付の書面決議において指名の御承認をいただいたところでございますが、このたび教育・保育施設等認可・確認専門部会の専門委員１名が辞任されたため、新たに１名、専門委員を指名する必要がありますので、福岡市こども・子育て審議会条例施行規則第４条第２項に基づき、審議会にお諮りするものでございます。

今回、事務局からの提案といたしまして、福岡市社会福祉協議会常務理事でいらっしゃいます満生美保委員に新たに教育・保育施設等認可・確認専門部会の専門委員として御就任いただきたいと思いますと考えております。

資料の説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

専門部会の専門委員の指名について、満生委員と御提案がございましたけど、よろしいでしょうか、皆さま。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 では、事務局案のとおり、満生委員をお願いするということでお願いいたします。ありがとうございました。

## 報告

### （１）専門部会の開催状況について

これで議案の二つ、（１）（２）を御協力の下、お認めいただいて、３番の報告ということで、報告（１）専門部会の開催状況について、事務局より資料３の御説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、こども未来局総務企画課長でございます。

資料3の1ページ目、処遇困難事例等専門部会の開催状況につきまして御報告をさせていただきます。

当専門部会は里親の認定等について必要な御審議をいただいているものでございます。

開催状況でございますが、令和3年度の開催数は10回、諮問等の件数は40件、令和4年度は10月末現在で開催数は5回、諮問等の件数は21件でございます。詳細につきましては、表に記載のとおりでございます。

裏面を御覧ください。

2の権利擁護等専門部会についてでございます。所管事項は児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例等の検証で、令和3年度の開催数は2回、令和4年度は10月末現在で1回開催しておりまして、いずれも被措置児童についての通告があった事案等について調査状況の報告を行っております。

3の教育・保育施設等認可・確認専門部会の所管の事項については、保育所等の設置に関する認可及び利用定員の設定等に関する確認でございます。令和3年度の開催数は3回、令和4年度は10月末現在、開催はございません。詳細については、表に記載のとおりでございます。

4の重大事故再発防止等専門部会の所管事項につきましては、特定教育・保育施設などにおける重大事故に関する事実の把握、発生原因の分析及び再発防止策の検討に関する事項でございます。令和3年度、令和4年度10月末現在ともに開催はございません。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま説明があった内容につきまして、御意見などがありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

その他

○委員長 こちらで一応、書面になっている議題、報告は終わらせていただきたいと思いますのですが、委員の中からほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

特にないようでしたら、これをもちまして本日の審議を終了させていただきたいと思っております。長時間、本当にありがとうございました。貴重な御意見をいただきました。ま

た、こちらの貴重な意見を市の施策等に生かしていただけたらと思います。

それでは、事務局にマイクをお返しします。ありがとうございます。

## 閉会

○事務局 委員長、並びに委員の皆様、熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、最後に事務連絡でございます。

本日の会議の内容につきましては、会議録を作成し、公表することとなっております。後日、会議録の内容を事前に確認いただくため、事務局よりメールまたは郵便でお送りしますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、「令和4年度福岡市子ども・子育て審議会」を終了いたします。本日はありがとうございました。

閉 会